

令和4年5月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	67	48											115
問い合わせ	4	5											9
要望	0	0											0
計	71	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
(前年度計)	(59)	(56)	(58)	(67)	(65)	(65)	(72)	(63)	(66)	(76)	(61)	(72)	(780)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	3											6
(前年度)	(6)	(2)	(4)	(5)	(3)	(7)	(3)	(0)	(3)	(6)	(1)	(5)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	5	1											6
20歳代	4	5											9
30歳代	10	6											16
40歳代	11	10											21
50歳代	11	9											20
60歳代	13	6											19
70歳以上	15	12											27
その他・不明	2	4											6
計	71	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124

今月の相談事例

賃貸アパートで一人暮らしをしているが、新築建売住宅を買わないかと訪問された。家賃額を伝えると、家賃と返済が同じ位の丁度良い物件があったと再訪され、長時間勧誘された。その後、物件の外観を見に行っただけで夜遅く帰ってしまった。疲れ果て、申込金10万円を払ってしまった。その後、契約書を交わし、手付金300万円を払った。誰にも相談できず時間が経ったが、よく考えると近隣の物件と比べて高額だと思う。借入予定金額も高額で、返済が大変になるのは予想できる。手付金放棄で解約したい。

センターからのアドバイス

賃貸アパート等に住んでいる方から、建売住宅や分譲マンションを買わないかと勧誘され断り切れずに契約してしまった、という相談を多く受けます。売主が宅建業者で、売主の事務所等以外で売買契約を締結した場合は、その日から8日以内はクーリング・オフができます。それを過ぎると、手付金放棄での解約となります。相場より高額な物件の場合もあるので契約前によく調べ、周りの人に相談しましょう。住宅ローンの支払いが始まってから後悔しても間に合いません。必要ないときは、話を聞かずきっぱりと断ることが大切です。